

## ◆ PARKING NOW ◆

■ 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(消費税転嫁対策特別措置法)が10月1日施行されました。

一般社団法人全日本駐車協会

現行5%の消費税は平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日には10%に、二段階で上げられる法案は昨年夏の国会で、消費税法の一部改正法として可決成立していますが、第一段階の8%への増税について、法案通りの期日で実施するかどうかについては、施行前の経済状況を勘案して総合的に判断するといういわゆる景気条項が附則として規定されています。

その判断期限とされていた平成25年10月1日、政府は平成26年4月1日から17年ぶりに、消費税を上げると閣議決定し、また、同時に景気を下支えするため、5兆円規模の経済対策を実施する方針を発表しました。

政府発表の10月1日に時を同じくして施行される、消費税増税関連法があります。標記の長い名称の特別措置法で、略称「消費税転嫁対策特別措置法」です。

法案の概要は、大企業が強い立場を利用して取引業者の増税分の上乗せを拒否することや引上げ分を買い叩くこと等を禁止し、転嫁を阻害するような「消費税還元セール」、「消費税増額分値引き」等の表示も禁止されています。

他方、円滑な転嫁を促進し、事業者の二度にわたる価格改定の負担軽減のため、平成29年3月末までの期間限定ではありますが消費税法の総額(税込価格)表示義務の特例として、税抜価格表示が認められる措置や転嫁及び表示方法について、団体による共同行為(カルテル)が独占禁止法の適用除外となるなどの措置も新たに規定されました。

なお、本法の規制対象となるのは当然のことながら、平成26年4月1日以降に供給する商品又は提供する役務についての禁止行為や転嫁阻害表示となります。

- ◎消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買ったたき等)が禁止されます。
- ◎増税に関する安売り宣伝や広告を行うことは禁止されます。
- ◎引上げ前(10月1日)から外税(税抜)表示が期間限定で認められます。
- ◎企業団体による転嫁カルテル、表示方法カルテルが認められます。

本法の詳細は、以下の公正取引委員会作成のリーフレット及び関連ホームページ内各ファイルをご覧ください。(本リーフレットの掲載につきましては同委員会の承認を得ています。)

関連ホームページ URL : <http://www.jftc.go.jp/oshirase/syouthizeisekoukijitu.html>

以上

## 消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行ってまいります。

### I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

### II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

### Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

- (1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

#### 【具体的な表示の例】

- (例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円(税抜)      〇〇円(税抜価格)      〇〇円(本体価格)      〇〇円+税

- (例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

- (2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

### Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)

#### (1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

- (例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

- (例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

#### (2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

- (例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

- (例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2013.6.20